

平成28年6月2日

企業採用担当者様

大阪府立今宮工科高等学校
校長 山 崎 晃 昭

第三種電気主任技術者認定の追加について

平素は、本校電気系生徒の採用にご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、第三種電気主任技術者の認定について、今年度から追加がございますので、ご連絡申し上げます。ご高覧いただければ幸いに存じます。

電気主任技術者は、「事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が電気事業法上置かねばならない電気保安のための責任者」と定義されています。

電気主任技術者の資格を取得する方法には、試験を受けて合格する以外に「認定校制度」があります。認定校制度というのは、認定校において指定された単位を取得して卒業し、法令に定められた実務経験を積み、国家試験や講習を受けることなく資格を取得できる制度で、本校電気系電気技術専科は、開校以来、第三種電気主任技術者認定校に指定されております。

企業の方や卒業生から、「認定校制度は非常に重要で、ぜひ電気系電子制御専科の卒業生にも認定校制度を適用できるようにしてほしい」との要望が多く寄せられてきました。電気系で検討を行い、一部カリキュラムを変更し、経済産業省に申請を行った結果、電子制御専科（深化コース）についても平成28年度卒業生（現3学年、平成26年度入学）から「第三種電気主任技術者認定校」に認定されました。※裏面参照。

ただし、電気技術専科では全生徒が認定の対象となりますが、電子制御専科では深化コース（電力技術、電気機器の科目を選択）に進んだ生徒が認定の対象となっております。なお、現3学年（来春卒業）の電子制御専科の生徒は、全員が深化コースに進んでおります。

今後も、生徒たちが社会に出て活躍できるよう、鋭意努力いたす所存でございますので、何とぞ一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 大阪府立今宮工科高等学校 電気系 松下 充明 06-6631-0055
--

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣 森山 裕

「年七厘」を「年六厘」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣 森山 裕

「年七厘」を「年六厘」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十一日

所 在 地

学 校 名

学 科 ・ コー ス 名

経済産業大臣 林 幹雄

備 考

大阪府大阪市西成区出城一丁目一番六号

大阪府立今宮工科大学
電気系電子制御科（専科）
深化コース（全日制課程）

認定に係る免状の種類
第三種電気主任技術者免状

平成二十六年
度入学生から
適用

○経済産業省告示第六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十一日

所 在 地

学 校 名

学 科 ・ コー ス 名

経済産業大臣 林 幹雄

備 考

北海道函館市戸倉町十四番一号

独立行政法人
国立高等専門学校
機械工学部
電気電子コース

認定に係る免状の種類
第二種電気主任技術者免状

平成二十五年
度入学生から
適用

○経済産業省告示第七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十一日

学 校 の 名 称

学 部 ・ 学 科 名

経済産業大臣 林 幹雄

備 考

大阪府立南大阪高等職業技術専門学校 電気主任技術科

平成二十八年三月までの
卒業生については従前の
とおりとする。